

11) ひとり親家庭等への支援

最新情報は
こちらを
ご覧ください



事情によりひとりで子育てをされる方に、いろいろな支援制度があります。困ったことがあれば、ひとりで悩まずに相談しましょう。

■問い合わせ先■

子育て支援課 ☎0848-67-6045

児童扶養手当

18歳到達後、最初の3月31日まで（一定以上の障害のある児童は20歳未満まで）の子どもを養育し、離婚・死別したなど一定の条件に該当する児童の母などに月額10,410円～44,140円（第2子以降の加算額あり）を支給します。

※手当額は令和5年4月現在

※平成22年8月から父子家庭も支給対象になりました。

※平成26年12月から児童扶養手当と公的年金等の併給が可能となりました。

ひとり親家庭等医療費助成

18歳到達後、最初の3月31日までの児童、その児童を養育し、一定の条件（詳しくは子育て支援課へ）に該当するひとり親などを対象に医療費を助成します。自己負担は医療機関ごとに1日500円が必要です。（入院は月14日、通院は月4日まで、それ以降は無料）

新規申請時の持参物	養育者との健康保険証、児童扶養手当証書または公的年金証書 ※戸籍謄本、所得調査についての同意書等が必要な場合があります。
更新申請	7月

母子・父子・寡婦福祉資金の貸付

ひとり親家庭の生活の安定と、その児童の福祉向上を図るために、学費、引越し資金、生活資金など各種資金を無利子または低利（年1.0%）で利用できます。

母子・父子自立支援の相談

児童扶養手当を受給している家庭の自立・就業を支援するための相談事業を行っています。個々の状況に応じて自立や就業支援のための計画を策定し、ハローワーク等と連携して就労支援を行います。このほか、ひとり親家庭の子育てや養育費、母子・父子寡婦福祉資金の貸付等の諸問題についての相談にも応じています。ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。相談には、母子・父子自立相談員が応じます。

特定者用定期乗車券 (JR乗車券の購入割引)

児童扶養手当を受けている世帯で、JRの通勤定期乗車券を購入する場合、3割引で購入することができます。（通学には使用できません。）

教育訓練受講料の援助

就職やキャリアアップのため、指定の教育訓練を受講した場合、受講経費の最大60%を支給します。

支給額	上限額20万円 (※12,000円を超えない場合は支給対象外)
対象者	児童扶養手当受給中、または同様の所得水準にあり、この教育訓練を受けることが適職に就くために必要だと認められた父または母
備考	受講前に子育て支援課へ事前相談が必要です。

訓練促進給付金の支給

看護師、准看護師、保育士、歯科衛生士、美容師、調理師などの資格を取得するための養成機関において1年以上修業する場合に、修業中の一定の期間について支給します。（最大4年）
※支給額は世帯の住民税の課税状況により変わります。

支給額	高等職業訓練促進給付金 ●市町村民税非課税世帯 月額100,000円 ●市町村民税課税世帯 月額70,500円 ※最終学年は40,000円増
	修了支援給付金 ●市町村民税非課税世帯 50,000円 ●市町村民税課税世帯 25,000円
対象者	児童扶養手当受給中、または同様の所得水準にあり、就業または育児と修業の両立が困難であると認められ、1年以上の教育課程を修業し、資格の取得が見込まれる父または母
備考	申請前に子育て支援課へ事前相談が必要です。

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親の親の学び直しや、ひとり親家族の児童（20歳未満）の学びを支援し、高卒認定試験の合格を目指すため、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の一部を支給します。

母子生活支援施設

配偶者のない女性（またはこれに準ずる事情にある女性）とその子どもが入所し母子を保護するとともに、自立を促進するため、生活の支援を目的とする施設です。まずはご相談ください。

【施設名】サン・ロータス皆実 ☎0848-38-2245

母子家庭等相談窓口

離婚問題に関する相談・住宅に関する相談など、母子の支援を行います。

■ 問い合わせ先 ■ サン・ロータス皆実 ☎0848-38-2245

養育費確保支援事業

養育費確保のため、公正証書等作成にかかった費用の一部、養育費保証会社と契約した場合の初回保証料の一部を補助します。

【公正証書等作成費用】（作成から6か月以内）

支給額	上限3万円
対象者	養育費の対象となる児童を養育しているひとり親家庭の人で取り決めに係る経費を負担し、債務名義を有している人
必要書類	戸籍謄本、作成に係った領収書、公正証書等

【保証会社と契約した初回保証料】（締結から6か月以内）

支給額	上限5万円
対象者	養育費の対象となる児童を養育しているひとり親家庭の人で、債務名義を有し、保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している人
必要書類	戸籍謄本、初回保証料の領収書、保証会社との契約書、公正証書等

※債務名義とは強制執行可能な公の文書のことです。給付判決、支払命令、公正証書などがあります。

★広島県ひとり親家庭サポートセンター（外部サイト）

ひとり親家庭の皆様や寡婦の方の仕事と生活のサポートをします。お気軽にご相談ください。

